

# 「書面添付制度」について

税務調査を省略する税理士 蛭田昭史 第4回

## 税務調査省略のポイント

### 実践編その1

#### 書面添付制度のおさらい

第2回と3回の連載(本紙9月5日号と10月5日号)では、税務調査の「メリットとデメリット」を記載しました。今回は税務調査を省略するポイントについて記載していきます。

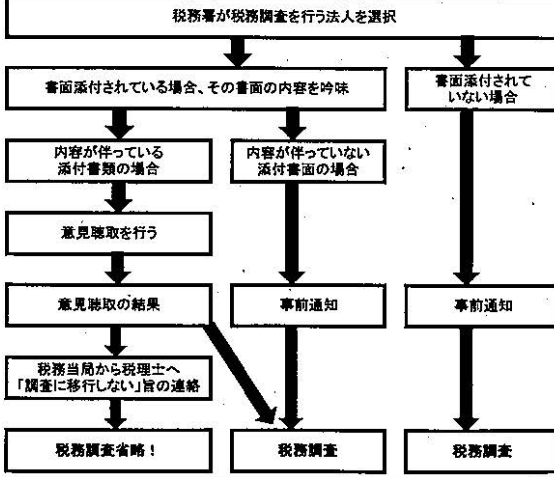
その前に、この連載のテーマである税務調査を省略する制度について、曖昧になってしまったり、途中から購読いただいている方の為に、改めて税務調査省略の制度について簡単にさらしします。以下、図1を参照しながら読んでください。

た書類や監査をした内容を書面記載します。この書面を税務署に提出する「書面添付制度」とから「書面添付制度」といいながら、多くの場合、この書面が添付されていない申告が行われています(多くの社長さんがこの制度を顧問税理士から知らされていない理由については、8月5日号を参照ください)。

#### 書面添付記載の大切な事項

前述の決算申告書に添付する書面を作成するための大切な事項とは、一言でいえば、「税務署が企業に税務調査に行かずとも税務調査を行う際に確認したい事項についての記載がなされている」という事です。したがって、この記載にあたっては顧問先企業のご理解とご協力を頂くこととなります。しかし、書面添付制度を活用する

図1: 税務調査の流れのなかでの書面添付制度の位置づけ



現金売上げがある場合は、取り扱いはどのようになされているか。現金売上げをこまかさな

メリットは多くありますので、ぜひ以下をご覧ください。今号以降、複数回に渡って具体的に記載していきます。

飲食業や小売業なら簡単ですが、建設業やサ

売上げの計上基準をきちんと把握している社

この売上げ計上基準を明記すると共に、税理士が売上高の正確性をど

の計上基準が複数あります。この複数の計上基準

の計上基準は売り上げの計上基準が複数ありま

先が商品を検収した日) ③検収基準(得意先が商品を検収した日) ④納品基準(得意先に到着した日) ⑤出荷した日) ⑥納品基準(得意先に到着した日) ⑦納品基準(出荷した日) ⑧納品基準(納品した日) ⑨納品基準(納品した日) ⑩納品基準(納品した日) ⑪納品基準(納品した日) ⑫納品基準(納品した日) ⑬納品基準(納品した日) ⑭納品基準(納品した日) ⑮納品基準(納品した日) ⑯納品基準(納品した日) ⑰納品基準(納品した日) ⑱納品基準(納品した日) ⑲納品基準(納品した日) ⑳納品基準(納品した日) ㉑納品基準(納品した日) ㉒納品基準(納品した日) ㉓納品基準(納品した日) ㉔納品基準(納品した日) ㉕納品基準(納品した日) ㉖納品基準(納品した日) ㉗納品基準(納品した日) ㉘納品基準(納品した日) ㉙納品基準(納品した日) ㉚納品基準(納品した日) ㉛納品基準(納品した日) ㉜納品基準(納品した日) ㉝納品基準(納品した日) ㉞納品基準(納品した日) ㉟納品基準(納品した日) ㊱納品基準(納品した日) ㊲納品基準(納品した日) ㊳納品基準(納品した日) ㊴納品基準(納品した日) ㊵納品基準(納品した日) ㊶納品基準(納品した日) ㊷納品基準(納品した日) ㊸納品基準(納品した日) ㊹納品基準(納品した日) ㊺納品基準(納品した日) ㊻納品基準(納品した日) ㊼納品基準(納品した日) ㊽納品基準(納品した日) ㊾納品基準(納品した日) ㊿納品基準(納品した日)

のうちに確認しているの

のうちに確認しているの

蛭田昭史税理士事務所、品川区西五反田7の22の17 T O Cビル11F、03・3490・0277 詳しいはホームページ https://www.hirta-kakai.com/